

沼津市勤労者育児支援資金利子補給要綱

平成20年3月31日

告示第43号

(趣旨)

第1条 市長は、勤労者の子育てに要する経済的負担を軽減するため、勤労者に育児支援資金を貸し付ける静岡県労働金庫（以下「労働金庫」という。）に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「育児支援資金」とは、育児休業中の生活費、育児に必要な家具等の購入費用、出産に係る費用その他の子育てに要する費用を用途として、労働金庫が勤労者に貸し付けた資金をいう。

(利子補給に係る融資の対象者)

第3条 利子補給の対象となる育児支援資金の融資を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 沼津市の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住していること。
- (2) 市町村民税を完納していること。
- (3) 妊婦若しくはその配偶者であること又は小学校就学前の乳幼児を有すること。

(対象育児支援資金)

第4条 融資額を受けた育児支援資金のうち利子補給の対象となる融資額（以下「対象育児支援資金」という。）の限度額は、融資に係る妊婦及び小学校就学前の乳幼児が1人の場合にあつては100万円、2人以上の場合にあつては200万円とする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給の期間は、第1回の返済日から5年以内とする。ただし、対象者が転出等により市内に居住しなくなったときは、以後の利子補給を行わないものとする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「前期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「後期」という。）の各期間における融資を実行した育児支援資金につき、対象育児支

援資金を次の条件により貸し付けたものとして算出した利子の額とする。

- (1) 利率 年 2.0 パーセント（融資を受けた育児支援資金の貸付利率が 2.0 パーセント以内である場合にあっては、当該利率）
- (2) 返済期間 融資を実行した育児支援資金の返済期間（5 年を限度とする。）
- (3) 返済方法 元利均等月賦償還又は元利均等月賦・半年賦償還
（利子補給金の交付申請）

第 7 条 労働金庫は、貸付金に係る利子補給金の交付を受けようとするときは、規則第 3 条第 1 項に定める補助金交付申請書に利子補給金計算書及び融資状況内訳表を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、原則として毎年度前期分にあつては 10 月 5 日までに、後期分にあつては 3 月 31 日までに行うものとする。

（実績報告の省略等）

第 8 条 市長は、規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

- 2 前項の場合において、規則第 6 条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第 12 条の規定による確定通知があつたものとみなす。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 63 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。